

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素社会づくりの一環として、自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の購入費用並びにその設置に係る工事費用に対し、補助金を交付することにより、市内で自らが居住する住宅に再生可能エネルギーの導入を促進することで、温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものである。当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）は、市内で自らが居住する新築又は既築住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び定置用蓄電池（蓄電容量20kWh未満のものに限る。）を一体的に導入する事業等とし、各設備をPPA方式又はリース方式での導入する場合及びそれぞれ単体での導入を行う場合については、補助対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で自らが居住する新築又は既築戸建て住宅に太陽光発電設備（自家消費型）及び定置用蓄電池を一体的に導入する者
- (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
- (3) 発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者
- (4) 補助対象設備の設置に関し、国の他の補助制度を活用しない者
- (5) 市税及び県税を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 太陽光発電設備 1kW当たり7万円。ただし、35万円（発電出力5kW相当分）を上限とする。
- (2) 定置用蓄電池 購入費用（設置工事費を含む税抜額）の3分の1以内。ただし、23万5千円（蓄電容量1kWh当たり14万1千円、蓄電容量5kWh相当分）を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第2号の市長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) その他市長が別に定める書類

2 前項の場合において、申請者は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経

費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が適当であると認めるときは、申請者が相生市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）である場合を除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。ただし、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合は、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助対象者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（2）補助対象者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて当該金額を市に返還しなければならない。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助対象者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第8条 市長は、補助対象者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助対象者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第2号に掲げるものであるときは、市長が指定する期日までに）、補助金変更交付申請書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

（1）補助事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

（2）第6条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更

（3）前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助対象者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業

中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し、当該申請が適当であると認めるときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第11条 補助対象者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第 7 号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第12条 市長は、補助対象者が補助事業を完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（実績報告）

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）は、補助事業実績報告書（様式第 8 号）に市長が別に定める書類を添えて、指定期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第 8 号別記）の提出を省略することができる。

（是正命令等）

第14条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助対象者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第 11 条第 1 項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助対象者は、第 1 項の措置が完了したときは、前条の規定により実績報告をしなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、第 13 条及び前条第 3 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第 9 条第 2 項の規定により変更された場合は、変更後の額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（請求及び交付）

第16条 市長は、前条第 1 項の規定による補助金額の確定を行ったのち、補助対象者から提出される補助金請求書（様式第 10 号）に基づき補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団員等であるとき。

- 2 市長は、前項の取消しを決定した場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取消しを決定した場合は、その旨並びに取消事由及び取消しに係る補助対象者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。
- 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合、その他市長が必要と認める場合に行うものとする。

（補助金の返還）

- 第18条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
- 2 市長は、第15条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。
 - 3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（加算金および遅延利息）

- 第19条 補助対象者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

- 第20条 補助対象者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第21条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長が別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

（暴力団員等の排除）

- 第22条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 申請者が暴力団員等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 補助対象者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

（補 則）

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 市長及び補助対象者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 5 条	(添付書類) 1 事業計画書（別添様式 1） 2 委任状(補助金の申請に係る事務を委任する場合に限る。)(別添様式 2) 3 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し 4 (既築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税に係る評価証明書等 5 (既築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 6 設置する太陽光発電設備及び蓄電池の仕様がわかるもの(カタログ等の写し) 7 機器設置前の現況写真 8 発電量及び自家消費量に係る根拠書類(シミュレーション等) 9 (国の補助金を利用する場合)太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類
	(指定期日) 別途通知する。
第 9 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20%以内の変更をする場合
	(軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止
	(添付書類) 第 5 条の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別途通知する。
第 11 条 第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。
第 13 条	(添付書類) 1 実績報告書（別添様式 3） 2 請求書及び領収書の写し 3 補助対象設備の保証書の写し 4 (新築住宅の場合)設置する土地・建物の全部事項証明書等 5 (新築住宅の場合)申請者の設置地への居住状況を示す公的書類 6 電力会社との接続契約書、売電契約書等(FIT 認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し 7 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類 8 設備の設置が確認できる写真 9 県税の滞納がないことを証明する書類 10 市税の滞納がないことを証明する書類
	(指定期日) 別に指定する日

第 2 1 条 第 1 項	(処分制限期間) 法定耐用年数 太陽光発電設備：17 年 蓄電池：6 年
---------------	--

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電話番号

メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
交付申請書

年度において、自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入に関する事業を下記のとおり実施するに当たり、補助金の交付を受けたいので、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 実施事業名

2 設置予定地

3 補助申請額

4 事業の着工予定年月日 年 月 日

事業の完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

様式第1号の2（第5条関係）

誓 約 書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、市が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

（国及び地方公共団体を除く交付申請者を対象とする誓約事項）

- 1 相生市暴力団排除条例（平成24年相生市条例第20号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - （1）条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - （2）暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - （3）市長が、上記（1）又は（2）を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、兵庫県、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

（すべての交付申請者を対象とする誓約事項）

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - （1）相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第17条に基づき市が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第17条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
 - （2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - （3）交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - （4）偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - （5）暴力団員等であるとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定した場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の取消しを決定した場合は、その旨並びに取消事由及び取消しに係る補助対象者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。
 - 4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合、その他市長が必要と認める場合に行うものとする。

- （2）地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電 話

電子メール

様式第1号別記（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

（注）収支の計は、それぞれ一致する。

相生市指令 第 号
年 月 日

様

相生市長

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により申請のあった相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、次のとおり条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 _____円
- (内訳)

補助事業に要する経費

円

補助対象経費

円

補助金の額

円

2 この補助金の交付の対象となる事業は、上記申請のあった事業とし、その内容および経費の配分は補助金交付申請書に記載のとおりとする。

3 交付決定者は、補助金交付要綱に従わなければならない。

4 この事業は、 年 月 日までに支払いを含めて補助事業を完了し、実績報告を提出しなければならない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電話番号

メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

変更交付申請書

年 月 日付け相生市指令 第 号により補助金交付決定通知のあった事業について、内容を下記のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、承認願いたく、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 実施事業名
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 添付書類（補助金交付申請時の提出書類に準じる）

様式第4号（第9条関係）

相生市指令 第 号
年 月 日

様

相生市長

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により変更申請のあった相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金については、次のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 _____円
- (内訳)

補助事業に要する経費

補助対象経費

補助金の額

今回増(△減)額決定額

円

円

円

円

2 この補助金の交付の対象となる事業は、上記変更申請のあった事業とし、その内容及び経費の配分は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。

3 補助金交付の条件等については、上記のほか、 年 月 日付け相生市指令 第 号の事業補助金交付決定通知書第3項及び第4項に定めるとおりとする。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電話番号

メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け相生市指令 第 号により交付決定のあった事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 事業名

2 中止（廃止）の理由

3 中止予定期間 自 年 月 日
至 年 月 日

又は

廃止予定年月日 年 月 日

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

相生市長

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号により補助事業の中止（廃止）申請のあった事業補助金については、当該申請のとおり承認することと決定したので通知します。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電話番号

メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

補助事業遂行困難状況報告書

年 月 日付け相生市指令 第 号により交付決定のあった事業について、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、報告します。

記

1 事業名

2 事業の遂行が困難な理由

3 今後の見通しと所見

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

相生市長 様

住 所

氏 名

電話番号

メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

補助事業実績報告書

年 月 日付け相生市指令 第 号により交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第13条の規定に基づき、実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業完了日 年 月 日

3 添付書類

様式第8号別記（第13条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計	円	

（注） 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 県補助金は、見込額を記入する。

様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

相生市長

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号により実績報告のありました補助事業につ
きまして、次のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

様式第 10 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

相生市長 様

住 所
氏 名
電話番号
メー ル

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
補助金請求書

年 月 日付 第 号にて補助金額確定通知を受けた補助事業について、相生市
自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、
下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関の名称	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協		支店名	店
種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号		
ふ り が な				
口 座 名 義				

※ 口座名義人は、補助金交付決定者本人に限る。
通帳のコピー等、口座情報がわかるものを添付してください。

第 号
年 月 日

様

相生市長

相生市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け相生市指令 第 号により交付決定していた補助事業については、次のとおり交付決定の取消が決定したので通知します。

記

- 1

交付決定していた補助金額

円を取り消す。
- (内訳)

補助事業に要する経費

補助対象経費

補助金の額

円

円

円

2

取消理由